



島根県報

平成23年4月5日（火）

第2,279号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	2
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	（ " ）	2
内水面における遊漁規則の変更の認可（2件）	（ " ）	2

【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	（総 務 課）	7
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	（ " ）	9
公共測量の終了	（用 地 対 策 課）	12

【内水面漁管委告示】

平成23年度水産動植物の増殖計画		12
------------------	--	----

告 示**島根県告示第269号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖斐川加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第270号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成23年4月5日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成23年4月5日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成23年4月4日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成23年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項加入区の名前の欄中「温泉津町」を「温泉津・江津」に改め、同項加入区の区域の欄中「区域」の次に「及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域」を加え、同項漁業の区分の欄に次のように加える。

4 1に掲げる漁業以外の漁業で江津市（黒松町、後地町、浅利町、波子町及び和木町を除く。）の者が営む漁業

5 1に掲げる漁業以外の漁業で江津市黒松町、後地町、浅利町、波子町及び和木町の者が営む漁業

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表12の項を次のように改める。

12	削除		
----	----	--	--

島根県告示第271号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成23年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

斐伊川漁業協同組合 雲南市三刀屋町下熊谷1272-5

2 漁業権の免許番号

内共第2号

3 変更の内容

やまめ、ごぎの特設漁場の廃止

（変更前）

（遊漁料の額及び納付の方法）

第6条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表

のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
通常漁場	(略)	(略)	(略)	(略)
特設漁場	やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、 ごぎ(いわな含む) その他溪流魚	手釣、竿釣	1日	2,000円
	場所	飯石郡吉田村大字芦谷地内長鳥橋上流から芦谷堰まで(400m)の深野川		

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。

未就学児の幼児	無料
小学生	無料〔但し、特設漁場におけるやまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)、その他溪流魚については前項に規定する額〕
中学生	無料〔但し、溪流釣、投網漁法については第1項に規定する額の1/2に相当する額、および特設漁場におけるやまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)、その他溪流魚については前項に規定する額〕
肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

別記様式(1)遊漁承認証

表	裏				
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">No.</div> <p style="text-align: center;">遊 漁 承 認 証</p> <p style="text-align: center;">下記の通り承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">住所</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(年齢)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">自 年 月 日</p> <p>承認期間</p> <p style="text-align: center;">至 年 月 日</p> <p>魚 種</p> <p>漁具漁法</p> <p>区 域</p> <p>遊 漁 料</p> <p>発 行 者 斐伊川漁業協同組合</p>	遊 漁 者	住所	氏名	(年齢)	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 禁止区域での入漁はできない。 2. 法令で禁じられている漁法はできない。 3. 遊漁をする場合には、常に遊漁承認証を携帯してください。 漁場監視員の要求があれば遊漁承認証を提示しなければなりません。 4. あゆ放流時点より解禁日までは投網の網目8分(7節)以下は使用しないこと。 5. あゆ種苗保護のため増水時に於る濁掬(たも網)は解禁日まで実施しないこと。 6. 違反者には、直ちに遊漁の中止を命ずるとともに以後その者の遊漁を拒絶することがあります。この場合に於いてすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。 7. この証紛失したときは、直ちに最寄りの
遊 漁 者	住所				
氏名	(年齢)				

取扱者氏名	印
-------	---

事務所または取扱所に連絡し再交付を受けなければならない。

No.	
特 設 漁 場 遊 漁 承 認 証	
下記の通り承認します。	
記	
遊 漁 者	住所 氏名 (年齢)
自 年 月 日	
承認期間	
至 年 月 日	
魚 種	
漁具漁法	
区 域	
遊 漁 料	
発 行 者 斐伊川漁業協同組合	
取扱者氏名	印

注 意 事 項

1. 禁止区域での入漁はできない。
2. 法令で禁じられている漁法はできない。
3. 遊漁をする場合には、常に遊漁承認証を携帯してください。
漁場監視員の要求があれば遊漁承認証を提示しなければなりません。
4. あゆ放流時点より解禁日までは投網の網目8分（7節）以下は使用しないこと。
5. あゆ種苗保護のため増水時に於る濁掬（たも網）は解禁日まで実施しないこと。
6. 違反者には、直ちに遊漁の中止を命ずるとともに以後その者の遊漁を拒絶することがあります。この場合に於いてすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。
7. この証紛失したときは、直ちに最寄りの事務所または取扱所に連絡し再交付を受けなければならない。

(変更後)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
通常 漁 場	(略)	(略)	(略)	(略)
(削 除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)		

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。

未就学児の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料〔但し、溪流釣、投網漁法については第1項に規定する額の1/2に相当する額〕
肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

別記様式（1）遊漁承認証

表

裏

No.

遊 漁 承 認 証
下記の通り承認します。

記

遊 漁 者	住所
	氏名 (年齢)

自 年 月 日

承認期間

至 年 月 日

魚 種

漁具漁法

区 域

遊 漁 料

発 行 者 斐伊川漁業協同組合

取扱者氏名	印
-------	---

注 意 事 項

1. 禁止区域での入漁はできない。
2. 法令で禁じられている漁法はできない。
3. 遊漁をする場合には、常に遊漁承認証を携帯してください。
漁場監視員の要求があれば遊漁承認証を提示しなければなりません。
4. あゆ放流時点より解禁日までは投網の網目8分（7節）以下は使用しないこと。
5. あゆ種苗保護のため増水時に於る濁掬（たも網）は解禁日まで実施しないこと。
6. 違反者には、直ちに遊漁の中止を命ずるとともに以後その者の遊漁を拒絶することがあります。この場合に於いてすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。
7. この証紛失したときは、直ちに最寄りの事務所または取扱所に連絡し再交付を受けなければならない。

(削除)

(削除)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成23年3月30日

島根県告示第272号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成23年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

三隅川漁業協同組合 浜田市三隅町大字三隅1431

2 漁業権の免許番号

内共第9号

3 変更の内容

禁止区域及び期間の設定並びに遊漁に際して守るべき事項の変更。

（変更前）

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法は、ウ欄の区域内において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域
あ ゆ	たも網、投網	浜田市三隅町三隅地内三隅大橋上流端から下流に至る区域
ごぎ（いわなを含む。）	手釣、竿釣、徒手採捕	益田市美都町板井川地内正本橋下流端より上流に至る区域

（遊漁に際して守るべき事項）

第9条 （略）

2～3 （略）

4 遊漁者は、次に掲げる区域内において川底を攪拌してはならない。

島根県内水面漁業調整規則に定める禁止区域

（変更後）

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法は、ウ欄の区域内及びエ欄の期間において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間
あ ゆ	全漁法	浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町三隅地内道正橋の上流端から上流300メートルのところに至るまでの区域。	10月10日から11月19日まで
	たも網、投網	浜田市三隅町三隅地内三隅大橋上流端から下流に至る区域	組合が定め公示する日から12月31日まで
		浜田市三隅町河内地内迫橋上流端から同町三隅地内三隅大橋上流端に至る区域	10月10日から12月31日まで
ごぎ（いわなを含む。）	手釣、竿釣、徒手採捕	益田市美都町板井川地内正本橋下流端より上流に至る区域	1月1日から12月31日まで

（遊漁に際して守るべき事項）

第9条 （略）

2～3 （略）

4 遊漁者は10月10日から11月19日までの期間、浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町向野田いや谷山の尾根先に設置した標柱に至るまでの区域内において、川底を攪拌してはならない。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成23年3月30日

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第38条の規定により、平成21年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 公文書公開の状況

(1) 請求及び申出の窓口別内訳

単位：件

窓 口	請 求		申 出		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	204	638	262	1,423	466	2,061
松江地区県政情報コーナー	1	1	4	4	5	5
雲南地区県政情報コーナー	1	1	2	2	3	3
出雲地区県政情報コーナー	8	11	2	4	10	15
県央地区県政情報コーナー	8	13			8	13
浜田地区県政情報コーナー	45	87	5	6	50	93
益田地区県政情報コーナー	11	11	1	1	12	12
隠岐地区県政情報コーナー	3	6	3	5	6	11
単独地方機関等	7	10	1	5	8	15
小 計	288	778	280	1,450	568	2,228
警察情報公開センター	11	44	14	79	25	123
各警察署情報公開窓口						
小 計	11	44	14	79	25	123
合 計	299	822	294	1,529	593	2,351

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定又は回答をした公文書の件数をいう。

(2) 請求及び申出の処理状況

単位：件

区分	公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
請求	323	464	14	12	2		7		822
申出	787	702	9	27			4		1,529
合計	1,110	1,166	23	39	2		11		2,351

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求及び申出の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	請 求		申 出		合 計				
	本庁	地方機関	本庁	地方機関	本庁	地方機関			
知事	633	383	250	1,374	578	796	2,007	961	1,046
政策企画局	1	1					1	1	
総務部	22	10	12	59		59	81	10	71
地域振興部	5	2	3	4	4		9	6	3
環境生活部	19	17	2	9	9		28	26	2
健康福祉部	370	272	98	213	52	161	583	324	259
農林水産部	22	14	8	23	23		45	37	8
商工労働部	28	23	5	1	1		29	24	5
土木部	160	38	122	1,063	487	576	1,223	525	698
出納局	1	1		2	2		3	3	
企業局	5	5					5	5	
病院事業管理者	5	5					5	5	
議会									
教育委員会	122	94	28	72	72		194	166	28
選挙管理委員会	91	91		10	10		101	101	
人事委員会	10	10		4	4		14	14	
監査委員									
公安委員会									
警察本部長	45	45		79	79		124	124	
労働委員会									
収用委員会	2	2					2	2	
海区漁業調整委員会									
内水面漁場管理委員会									
地方独立行政法人	5	5					5	5	
合 計	822	544	278	1,529	733	796	2,351	1,277	1,074

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
31 (繰越 25)		3	9			19	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸出し	
			利用者	資料	利用者	資料
県政情報センター	351	297	306	679	215	545
松江地区県政情報コーナー	1	51	21	52		
雲南地区県政情報コーナー	1	30	15	36	2	2
出雲地区県政情報コーナー	5	101	69	167	2	2
県央地区県政情報コーナー	2	27	15	34		
浜田地区県政情報コーナー	47	145	5	6	7	15
益田地区県政情報コーナー	4	65			2	2
隠岐地区県政情報コーナー	1	4	5	7		
小 計	412	720	763	981	228	566
警察情報公開センター	16	5				
各警察署情報公開窓口	1					
小 計	17	5				
合 計	429	725	763	981	228	566

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍聴者
		公 開	一部公開	非公開	
附属機関	268	52	22	194	44
附属機関に類するもの	181	85	60	36	83
合 計	449	137	82	230	127

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施している 法 人	公開申出 のあった 法 人	公開申出	回 答 の 内 訳					その他
			公 開	部 分 公 開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
21	2	2		1		1		

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。

2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成21年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	4	4					4	4
松江地区県政情報コーナー								
雲南地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー	1	3					1	3
県央地区県政情報コーナー	2	2					2	2
浜田地区県政情報コーナー								
益田地区県政情報コーナー	2	4					2	4
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関等	1	1					1	1
小 計	10	14					10	14
警察情報公開センター	3	8					3	8
各警察署情報公開窓口	2	4					2	4
小 計	5	12					5	12
合 計	15	26					15	26

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定及び処理した公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	14			14
政策企画局				
総務部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	10			10
農林水産部				
商工労働部	1			1
土木部	3			3
出納局				
企業局				
病院事業管理者				
議会				
教育委員会				
選挙管理委員会				

人事委員会				
監査委員				
公安委員会				
警察本部長	12			12
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計	26			26

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 90件

イ 口頭による開示請求の実施 1,225件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
8	16		1			1		26

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

単位：件

区 分	不服申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
開示請求	2 (繰越 2)		1	1				

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であつたものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

21団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：団体、件

開示申出のあった法人	開示申出	決定の内訳					その他
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応拒否	
1	1						1

注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。

2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。

3 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(3) 口頭による開示申出状況

単位：団体、件

口頭による開示申出のあった法人	開示申出
2	4

(4) 訂正等申出及び処理状況

該当なし

(5) 利用停止申出及び処理状況

該当なし

(6) 異議申出の状況

単位：件

異議申出	処 理 内 訳					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	検 討 中
1					1	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の終了について安来市今津道マン土地区画整理組合理事長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

4級基準点測量

2 作業期間

平成22年7月1日から平成23年3月15日まで

3 作業地域

安来市今津町道マン地域

内 水 面 漁 管 委 告 示

島根県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定に基づく平成23年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成23年4月5日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 水産動植物放流計画

河 川 名	あゆ		うなぎ	こい	ふな		すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに	
	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)	
	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)	
内共第1号 宍道湖			17 500		68 1,700	600				4,100	400	
内共第2号 斐伊川	150.7 860		12.6 252		4.5 90			22.5 570				5.5 110
内共第3号 神戸川(下流)	438.2 2,400		10 250		6.6 66		1.3 10	15.1 265				8 160
内共第4号 神戸川(上流)	32.2 200		2 50		1.4 14			11.8 190				0.5 10
内共第5号 神西湖					6 60						10	3 40
内共第6号 江の川	1,800 9,000	1,000	12 400		10 100		5 250	10 80				50 35
内共第7号 八戸川	314 2,750		1.6 50					30 300				
内共第8号 周布川	93.1 800		2.5 100					14.6 800				2.5 100
内共第9号 三隅川	110 495		1.2 30					4 62				1 20
内共第10号 高津川	1,000 4,000		2.6 150					90 950				10 1
総 計	3,938.2		61.5		96.5		6.3	198				80.5
	20,505	1,000	1,782	0	2,030	600	260	3,217	4,100	410		476

2 産卵場造成計画

(面積：m²)

魚種 河川	あゆ	うぐい	おいかわ(はえ)
内共第2号 斐伊川			115
内共第3号 神戸川(上流)	1,000		
内共第6号 江の川			3,000
内共第7号 八戸川			200
内共第9号 三隅川	1,000		
内共第10号 高津川	6,000		500